

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年9月7日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 藤原 威一郎

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している空港気象ドップラーレーダー観測処理システム（以下、「ADRAS」という。）の設定変更を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な本システムの構造及び動作の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 空港気象ドップラーレーダー観測処理システムの設定変更
- (2) 業務内容 空港気象ドップラーレーダー観測処理システム設定変更、接続試験及び総合動作試験
- (3) 履行期限 令和3年3月26日（金）

3 業務目的

本業務は、ADRAS に適切な設定変更を行い、新たに接続する庁内システムに配信する電文形式ファイルの配信を適切に処理、制御、監視できるようにすることを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

ADRAS は、空港気象ドップラーレーダー等の観測データの収集・収録、データ処理及び

各種プロダクトの作成を行い、航空機の安全な離着陸に必須な空港及び空港周辺の気象観測の成果を運航関係機関に対して提供を行う重要なシステムであることを十分に理解し、航空気象観測業務に支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

ADRAS の性能・機能仕様を十分に理解し、本業務を実施するための資料に示す個々の要件を満足するような保守を実施する技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

ADRAS 設定変更及び接続試験にあたり、本システム及び本システムの接続先のシステムに悪影響を与えないため、本システムを構成する機器の動作、構造、取り扱い方法について精通し、同種のシステムの製造実績及び保守についての十分な実績を有すること。

(7) 情報管理体制に関する要件

本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。)を適切に管理する体制を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町 1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 古川 武彦

電話 03-3212-8341 (内線 2580) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年9月7日から令和2年9月25日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和2年9月28日 17時まで (1)に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

- (4) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。